

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【公開番号】特開2019-210561(P2019-210561A)

【公開日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【年通号数】公開・登録公報2019-050

【出願番号】特願2018-106097(P2018-106097)

【国際特許分類】

D 0 6 M	13/148	(2006.01)
D 0 6 M	15/53	(2006.01)
D 0 6 M	13/224	(2006.01)
D 0 6 M	13/165	(2006.01)
D 0 4 H	13/00	(2006.01)
A 6 1 F	13/15	(2006.01)
A 6 1 F	13/511	(2006.01)

【F I】

D 0 6 M	13/148	
D 0 6 M	15/53	
D 0 6 M	13/224	
D 0 6 M	13/165	
D 0 4 H	13/00	
A 6 1 F	13/15	1 4 4
A 6 1 F	13/511	2 0 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月17日(2020.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

纖維処理剤が纖維表面に付着している合成纖維であって、

纖維処理剤が、

(a) マンノシルエリスリトールリピッド(MEL)、ならびに

(b) (ポリ)グリセリン、(ポリ)グリセリン脂肪酸エステル、及び(ポリ)グリセリンのアルキレンオキサイド付加物からなる群から選択される少なくとも1種のグリセリン化合物

を含み、成分(a)及び(b)の合計質量が纖維処理剤全体に対し40質量%以上であり、成分(a)の質量が成分(a)及び(b)の合計質量に対し33~99.5質量%である、

合成纖維。

【請求項2】

MELが、マンノシルエリスリトールリピッドA(MEL-A)、マンノシルエリスリトールリピッドB(MEL-B)、マンノシルエリスリトールリピッドC(MEL-C)、マンノシルエリスリトールリピッドD(MEL-D)、MEL-Aのトリアシル体、MEL-Bのトリアシル体、MEL-Cのトリアシル体、及びMEL-Dのトリアシル体からなる群から選択される1種以上である、請求項1に記載の合成纖維。

**【請求項3】**

請求項1又は2に記載の合成纖維を50質量%以上含有する、纖維集合物。

**【請求項4】**

皮膚接触用製品であって、該製品の皮膚接触部において請求項3に記載の纖維集合物を含み、該纖維集合物が不織布である、皮膚接触用製品。

**【請求項5】**

皮膚接触用製品が衛生用品である、請求項4に記載の皮膚接触用製品。

**【請求項6】**

(a) マンノシルエリスリトールリピッド(MEL)、ならびに  
(b) (ポリ)グリセリン、(ポリ)グリセリン脂肪酸エステル、及び(ポリ)グリセリンのアルキレンオキサイド付加物からなる群から選択される少なくとも1種のグリセリン化合物を含み、成分(a)及び(b)の合計質量に対し、成分(a)を33~99.5質量%含み、成分(a)及び(b)の合計質量が纖維処理剤全体に対し40質量%以上である、纖維処理剤。